

一般社団法人広島市食品衛生協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島市食品衛生協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、飲食に起因する中毒、感染症その他衛生上の危害の発生を防止し、進んで食品の衛生的品質その他食品衛生の向上を図り、もって公衆衛生の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及向上に関すること
- (2) 食品営業施設の改善に関すること
- (3) 食品、添加物、器具、容器及び包装の改善に関すること
- (4) 食品衛生指導員の育成、指導及び委嘱に関すること
- (5) 食品衛生責任者等の養成及び教育に関すること
- (6) 食品営業関係者の教育に関すること
- (7) 食品衛生の顕彰に関すること
- (8) 食品衛生の相談、情報収集及び調査研究に関すること
- (9) 食品関係業者の福利厚生及び健康増進に関すること
- (10) 食品衛生に係る試験検査に関すること
- (11) 食品自主衛生管理認証制度事業に関すること
- (12) 地域における生活衛生の向上に関すること
- (13) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 公告の方法

(公告の方法)

第5条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第4章 支所の設置

(支所)

第6条 協会は、広島市各区に支所を置くことができる。

- 2 支所には、支所長その他必要な職員を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、支所の運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が定める。

第5章 会員

(種別)

第7条 協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 広島市各区において組織し、飲食による疾病の防止、食品衛生思想の普及及び食品の品質の向上を図ることを目的とする団体であって、協会の趣旨に賛同して入会したもの。
 - (2) 協賛会員 前号以外の団体で、協会の趣旨に賛同して入会したものをいう。
- 2 正会員の長及び正会員の長が選任するものをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会費)

第8条 会員は、社員総会（以下、「総会」という。）において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第9条 協会の会員となるには、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前条及び前項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

第6章 社員総会

(構成)

第12条 総会は、正会員の長及び正会員の長が選任するものをもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年1回事業年度末日の翌日から2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたときまたは事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決を委任することができる。この場合において前条の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員

(役員の設定)

第21条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上35名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、一般法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち4名以内を副会長、1名を専務理事、8名以内を常務理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を一般法人法第91条第1項第2号上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 協会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別な関係にある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 協会の監事には、協会の理事(親族その他特別な関係がある者を含む)及び法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事および常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第28条 協会は、理事会の決議によって、役員一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第8章 理事会

(構成)

第29条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、法令及び別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、

あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 専門部会等

(部会等)

第35条 協会は、必要に応じ、協会の目的を達成するため、専門の部会を置くことができる。

2 前項の部会の設置及び運営に関する規定は、理事会が定める。

(顧問及び参与)

第36条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者等のうちから会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、協会の重要事項について会長又は理事会の諮問に応じる。

4 参与は、協会に対して特に貢献のあるものに対し、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

5 参与は、会務の運営に参与する。

第10章 事務局

(事務局)

第37条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第11章 会計

(事業年度)

第38条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで、前年度の予算に順じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が修了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類については協会の主たる事務所に5年間備え置き、会員及び債権者の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿、会員名簿を協会の事務所に備え置き、会員、社員、構成員の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第41条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

第13章 雑則

(委任)

第45条 この定款に定めるものの他、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、

会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の役員は、次のとおりとする。
会長 大谷 博国 副会長 眞藤 和典、佐々木 克己 常務理事 大原 光雄、
三河 正圓、中村 哲朗、川本 宣彦、境谷 和夫、植田 啓介、井上 順一
監事 大谷 房枝、吉岡 一司、太田 義則
- 4 この法人の最初の社員は、次のとおりとする。
大谷 博国、眞藤 和典、佐々木 克己、大原 光雄、三河 正圓、中村 哲朗、川本 宣彦、
境谷 和夫、植田 啓介、井上 順一、大谷 房枝、吉岡 一司、太田 義則、中島 秀隆、
日山 敏光、木村 龍史、濱岡 文一、木村 美智江、酒井 博幸、大浜 好美、橋本 譲治、
大槻 潤子、金川 誠、上田 欣一、島田 巖、常本 明、槇野 英俊、保田 正博、
崎本 秀隆、中山 光男、金子 正昭、佐々木 敏之、松岡 秀明、岡田 幸三
- 5 社団法人広島市食品衛生協会定款（昭和63年4月1日、広島県知事許可指令環衛第2号）第15条によって置かれた代議員は、この法人の設立の登記の日をもってその地位を失うものとする。